

相模原市職員等の旅費に関する条例について
相模原市職員等の旅費に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員等の旅費に関する条例

相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 2 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員(相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号)、相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 2 8 年相模原市条例第 2 8 号)又は相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 2 9 年相模原市条例第 1 号)の適用を受ける者をいう。以下同じ。)及び職員以外の者に対し支給する旅費について諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、市費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所(常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れ

て旅行することをいう。

- (4) 赴任 新たに採用された職員で規則で定めるものがその採用に伴う移転のためその住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員で規則で定めるものがその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、当該職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行業者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張又は赴任(以下「出張等」という。)をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張等のための内国旅行中に退職、免職(解職及び罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員
- (2) 職員が出張等のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住をしたとき 当該遺族
- (4) 職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住を

し、又は出張等のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(5) 職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張等のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(6) 外国勤務の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住をしたとき 当該遺族

(7) 外国勤務の職員の配偶者又は子が、当該職員の勤務地において死亡し、又は第17条第1項第2号ア、イ若しくはエに規定する場合における外国旅行中に死亡したとき 当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号、第2号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合(規則で定める場合に限る。)には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要があるものとして規則で定める場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行

役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項の規定により旅費の支給を受けることができる者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は市の機関の発する旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者又は市の機関(以下「旅行命令権者等」という。)は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算の範囲内において旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者等は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして次条に規定する種

目及び第8条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(内国旅行にあっては市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員(以下「市長等」という。)並びに市長等に同行する職員で規則で定めるもの(以下「同行職員」という。)に限り、外国旅行にあってはこれらの者並びに相模原市一般職の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(1)の適用を受ける職員(以下「行政職給料表(1)適用職員」という。)でその職務の級が7級以上であるもの及びこれに相当する者として規則で定める者(以下「7級以上の職員等」という。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(市長等及び同行職員が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により

移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により行政職給料表(1)適用職員でその職務の級が6級以下であるもの及びこれに相当する者として規則で定める者(以下「6級以下の職員等」という。))が移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。))を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(内国旅行にあっては市長等及び同行職員に限り、外国旅行にあってはこれらの者及び7級以上の職員等に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等及び同行職員が移動する場合には、最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により6級以下の職員等が移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。))を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行の場合であって、市長等及び同行職員が移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、市長等、同行職員及び7級以上の職員等が移動するとき並びに行政職給料表(1)適用職員でその職務の級が6級又は5級であるもの及びこれに相当する者として規則で定める者(以下「6級等の職員等」という。)が長時間にわたる移動として規則で定めるもの(以下「特定航空移動」という。)をするとき(次号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等、同行職員及び7級以上の職員等が移動するとき並びに6級等の職員等が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(4) 外国旅行の場合であって、行政職給料表(1)適用職員でその職務の級が4級以下であるもの及びこれに相当する者として規則で定める者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額(第3号に掲げる費用のうちその算定が困難であると市長が認める費用の額にあつては、路程1キロメートル(1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき規則で定める定額)の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する

交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額については、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)別表第2の規定を準用する。この場合において、同表中「宿泊費基準額」とあるのは「宿泊費の基準となる額」と、「内閣総理大臣等」とあるのは「市長及び副市長」と、「指定職職員等」とあるのは「教育長及び常勤の監査委員」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「市長等以外の職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別の事情がある場合として規則で定める場合における宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る前条第1項の規定により読み替えて準用する省令別表第2に定める額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たりの定額とする。

2 前項に規定する宿泊手当の額については、省令第14条及び別表第3の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項ただし書中「法及び令」とあるのは、「相模原市職員等の旅費に関する条例及びこれに基づく規則」と読み替えるものとする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第17条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定さ

れる額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族(ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。)を本邦に移転する場合に
は、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、定額とする。

2 前項に規定する死亡手当の額については、省令別表第5の規定を準用する。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 遺族が第3条第2項第2号、第3号、第5号又は第6号の規定により旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第6条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第24条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が旅費の精算をしなかった場合又は過払金を返納しなかった場合には、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を、市長がその後においてその者に対し支給する給与又は旅費の額から差し引くことができる。

5 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の調整)

第25条 旅行命令権者等は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上法令又はこの条例若しくは他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者等は、旅行者が法令又はこの条例若しくは他の条例の規定により支給する旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該旅費に相当する金額を返納させなければならない。

2 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、当該旅費に相当する金額を、市長がその後においてその者に対し支給する給与又は旅費の額から差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した

場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の相模原市職員等の旅費に関する条例の規定により当該旅費に相当する旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

提案の理由

国家公務員等の旅費に係る基準の改正を踏まえ、公務の円滑な運営及び市費の適正な支出を図るため、職員等の旅費に係る基準を改正いたしたく提案するものである。

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 2 7 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「2, 1 6 0 円」を「2, 8 8 0 円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 1 2 条第 2 項の規定は、令和 8 年 8 月 5 日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正後の第 1 2 条第 2 項の規定を適用する場合においては、改正前の第 1 2 条の規定により支給された特殊勤務手当は、改正後の第 1 2 条の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提案の理由

災害応急対策業務に従事した職員の特殊勤務手当の額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正
する条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正
する条例

(相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相模
原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、その」を「その」に、「議員には」を「、議員には」に、「つい
た」を「就いた」に改める。

第 4 条第 1 項中「招集」を「、招集」に、「、旅行した」を「旅行した」に改
め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、相模原市職員等の旅費に関する条例(令和
8 年相模原市条例第 号)の規定により市長及び副市長に対し支給する旅費
の例による。

第 4 条第 3 項から第 9 項までを削る。

別表を削る。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年
相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「額及び」を「額並びに」に改め
る。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の旅費の額は、次の各号に掲げる特別職職員の区分に応じ、当該各号に定める額とし、その支給方法は、相模原市職員等の旅費に関する条例(令和8年相模原市条例第 号。以下「旅費条例」という。)の規定により旅費条例第1条第1項に規定する職員に対し支給する旅費の例による。

(1) 別表第1の1の項から8の項までに規定する特別職職員 旅費条例の規定により教育長及び常勤の監査委員に対し支給する旅費に相当する額

(2) 別表第1の9の項から36の項までに規定する特別職職員 旅費条例の規定により旅費条例第8条第1項第5号に規定する7級以上の職員等に対し支給する旅費に相当する額の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額

第5条第3項から第9項までを削り、同条第10項中「鉄道賃、車賃又は自動車その他の交通の用具の使用」を「移動」に、「、必要」を「必要」に改め、同項を同条第3項とし、同条第11項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第1中「、第5条」を削り、同表費用弁償の額の欄を削る。

(相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年相模原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料(以下「鉄道賃等」という。)」を「旅費」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の旅費の額は、相模原市職員等の旅費に関する条例(令和8年相模原市条例第 号)の規定により同条例第8条第1項第5号に規定する7級以上の職員等に対し支給する旅費に相当する額の範囲内において市の機関が市長と協議して定める額とし、その支給方法は、同条例の規定により同条例第1条第1項に規定する職員に対し支給する旅費の例による。

第2条第4項から第9項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関す

る条例第4条第2項の規定、第2条の規定による改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の相模原市証人等の実費弁償に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案の理由

相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和26年相模原市条例第12号)の改正を踏まえた市議会議員及び非常勤の特別職職員の費用弁償に係る規定並びに証人等の実費弁償に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)

市議会議員に費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法は、改正後の相模原市職員等の旅費に関する条例(令和8年相模原市条例第 号。以下「新旅費条例」という。)の規定により市長及び副市長に対し支給する旅費の例によることとするもの

(2) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第2条関係)

非常勤の特別職職員に費用弁償として支給する旅費の額は、次に掲げる非常勤の特別職職員の区分に応じ、それぞれに定める額とし、その支給方法は、新旅費条例の規定により職員に対し支給する旅費の例によることとするもの

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する執行機関の委員等 新旅費条例の規定により教育長及び常勤の監査委員に対し支給する旅費に相当する額

イ ア以外の非常勤の特別職職員 新旅費条例の規定により7級以上の職員等(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及びこれに相当する者をいう。以下同じ。)に対し支給する旅費に相当する額の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額

(3) 相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正(第3条関係)

証人等の実費弁償として支給する旅費の額は、新旅費条例の規定により7級以上の職員等に対し支給する旅費に相当する額の範囲内において市の機関が市長と協議して定める額とし、その支給方法は、新旅費条例の規定により職員に対し支給する旅費の例によることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年4月1日

(2) 経過措置

1(1)から(3)までに係る規定は、令和9年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとするもの

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるもの」を「第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

附則第 4 条の 2 中第 1 3 項を第 1 5 項とし、第 6 項から第 1 2 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 5 項を第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 4 条の 2 中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 4 条の 2 に次の 1 項を加える。

1 6 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 3 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定及び次項の規定は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規

定の適用がある場合における改正後の第 13 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。

提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴う寄附金税額控除の対象とする寄附金に係る規定の改正及び地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)による地方税法の改正に伴う固定資産税等の課税標準等の特例に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 寄附金税額控除の対象とする寄附金に係る規定の改正(第 1 3 条の 2 関係)

市民税の寄附金税額控除の対象とする寄附金について、公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 3 0 号)に基づく公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金(以下「公益信託寄附金」という。)とするもの

(2) 固定資産税等の課税標準等の特例に係る規定の追加(附則第 4 条の 2 関係)

ア 再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された太陽光発電設備又は風力発電設備に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分に限り、これらの発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)に規定する割合を参酌して条例で定める割合を乗じて得た額とされたことから、当該条例で定める割合を参酌すべき割合どおりとするもの

課税標準の特例の対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された太陽光発電設備であって、国からの補助を受けて製造される次世代型太陽電池及びこれと同時に設置する専用の架台、蓄電装置等	2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下	2 分の 1
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された風力発電設備であって、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 1 0 年法律第 1 1 7 号)に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画又は農	3 分の 2 を参酌	3 分の 2

林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載されたもの等	して2分の1以上6分の5以下	
---	----------------	--

イ 利便性等向上改修工事が行われた特別特定建築物に対して課する固定資産税又は都市計画税の減額

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に国からの補助を受けて利便性等向上改修工事が行われた特別特定建築物(当該利便性等向上改修工事に係る部分がバリアフリーに関する基準に適合することにつき証明がされたものに限る。以下同じ。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の額について、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分に限り、地方税法に規定する割合を参酌して条例で定める割合に相当する額を減額することとされたことから、当該条例で定める割合を参酌すべき割合どおりとするもの

※ 利便性等向上改修工事

高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。

※ 特別特定建築物

小学校、中学校、病院、劇場、集会場、百貨店、ホテル、不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、図書館、公衆浴場、飲食店等をいう。

減額の対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に国からの補助を受けて利便性等向上改修工事が行われた特別特定建築物	3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下	3分の1

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、1(1)及び2(2)に係る規定は、令和9年1月1日

(2) 経過措置

所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)の寄附金税額控除に係る経過措置の適用がある場合において、公益信託寄附金に同法による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により寄附金税額控除の対象となる寄附金を含むこととするもの

相模原市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
相模原市国民健康保険診療所条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 1 7 号)の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号の表相模原市国民健康保険内郷診療所の項中「、水曜日」を
削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針に基づく相模原市国民健康保険診療所及び相模原市立診療所の再編を踏まえ、相模原市国民健康保険内郷診療所の休診日に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険診療所条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市国民健康保険内郷診療所の休診日に係る規定の改正（第 5 条関係）

現行	改正後
日曜日、水曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日

2 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例(令和 8 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

附則中「令和 8 年 8 月 3 1 日」を「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日」に、「1 年 8 月」を「2 年 1 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市立相原保育園の長寿命化改修工事の着工日の変更による工事期間の見直しに伴い、施行期日に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例及び相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例及び相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例及び相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第 1 条 相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成 2 1 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

題名中「高度処理型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

目次中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に、「第 3 8 条」を「第 3 9 条」に、「第 3 9 条・第 4 0 条」を「第 4 0 条・第 4 1 条」に改める。

第 1 条中「高度処理型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「法第 2 条第 1 号に規定する」を削り、「^{りん}燐除去能力」を「燐除去能力」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 合併処理浄化槽 浄化槽のうち、高度処理型浄化槽以外の浄化槽をいう。

第 2 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、「限る。」の次に「第 3 8 条第 1 項を除き、」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「住宅所有者等 次条に規定する整備区域内」を「住宅等所有者 浄化槽処理促進区域内」に、「、住宅、事業所等」を「、住宅等」に、「建築中のもの」を「賃貸を目的とするもの」に改め、「除く。）」の次に「であって単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成 1 2 年法律第 1 0 6 号)附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化

槽をいう。)又はくみ取便所が設置されているもの」を加え、「又は住宅、事業所等の用に供する建築物を建築中の者若しくは建築しようとする者」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公共浄化槽 法第2条第1号の2に規定する公共浄化槽及び法第12条の4第1項に規定する浄化槽処理促進区域(以下「浄化槽処理促進区域」という。)(令和9年3月31日までに同条第3項の規定により公告された区域に限る。)内に存する国又は地方公共団体が所有する建築物に設置された市が管理する高度処理型浄化槽をいう。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

「第2章 市設置型浄化槽の設置」を「第2章 公共浄化槽の設置」に改める。

第4条第1項中「住宅所有者等」を「住宅等所有者」に、「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽(合併処理浄化槽であるものに限る。以下この条、第6条から第8条まで及び別表第1において同じ。)」に、「希望する者」を「希望するもの」に改め、同条第2項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「又は前項の規定による承認」を削り、「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第7条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に、「受益者」を「、受益者」に改める。

第8条第1項中「市設置型浄化槽の事業」を「公共浄化槽の設置」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条第1項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第25条第1項中「法第12条の14第1項に規定する公共浄化槽の使用に係る料金その他の市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第26条各号中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第 31 条第 1 項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同項ただし書中「水道料金」の次に「及び電気料金(高度処理型浄化槽であるものにあつては、水道料金に限る。)」を加え、同条第 2 項中「前項本文」を「前項」に改め、「得て、」の次に「高度処理型浄化槽の管理に係る」を加える。

第 40 条を第 41 条とする。

第 39 条の前の見出しを削り、同条第 2 項第 1 号中「第 35 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同項第 5 号中「第 23 条又は」を削り、同項第 8 号中「第 33 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改め、同項第 9 号中「第 36 条」を「第 37 条」に改め、同項第 10 号中「第 37 条第 1 項」を「第 38 条第 1 項」に改め、同条を第 40 条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第 6 章中第 38 条を第 39 条とする。

第 37 条第 1 項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第 38 条とする。

第 36 条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第 37 条とする。

第 35 条第 1 項中「整備区域内」を「浄化槽処理促進区域(令和 9 年 3 月 31 日までに法第 12 条の 4 第 3 項の規定により公告された区域に限る。)内に同日以前」に改め、「高度処理型浄化槽」の次に「又は浄化槽処理促進区域(規則で定める区域に限る。)内に設置された合併処理浄化槽」を加え、「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条第 3 項を削り、同条を第 36 条とする。

第 34 条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第 35 条とする。

第 33 条の見出し及び同条第 1 項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条第 2 項中「費用」を「費用等」に改め、同条を第 34 条とする。

第 32 条第 1 項中「及び市設置型浄化槽」を「、公共浄化槽」に改め、「土地」の次に「の所有者その他当該土地」を加え、「、市設置型浄化槽」を「、公共浄化槽」に改め、同条第 2 項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第 33 条とし、第 31 条の次に次の 1 条を加える。

(用地の無償提供)

第 32 条 受益者、公共浄化槽を設置する土地の所有者その他当該土地について権原を有する者は、公共浄化槽を設置している間、当該土地を無償で市の使用

に供するものとする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

人槽区分	金額
5 人槽	8 3, 7 0 0 円
6 人槽及び 7 人槽	1 0 4, 3 0 0 円
8 人槽から 1 0 人槽まで	1 3 7, 5 0 0 円

備考 1 1 人槽以上の公共浄化槽の設置に係る分担金の額については、市長が別に定める。

(相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 9 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表公共下水道事業の項中「6 7 3, 9 0 0 人」を「6 5 5, 8 0 0 人」に改め、同表高度処理型浄化槽事業の項中「高度処理型浄化槽事業」を「公共浄化槽事業」に、「1 3, 2 0 0 人」を「5, 6 0 0 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により設置し、又は設置の申請がされた旧条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する市設置型浄化槽については、旧条例第 2 章(旧条例第 4 条第 1 項を除く。)、第 3 章、第 1 7 条、第 2 3 条、第 3 9 条、第 4 0 条、附則第 2 項及び別表第 1 の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

提案の理由

神奈川県の水源施策の転換を踏まえた津久井地域における汚水処理方法の見直しに伴う市が行う浄化槽の設置及び管理に係る規定並びに下水道事業の区分及び排水人口に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例及び相模原市下水
水道事業の設置等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(以下「浄化槽条例」という。)の一部改正(第 1 条関係)

市が新たに設置し、及び管理する浄化槽を高度処理型浄化槽から合併処理浄化槽に転換し、従前に市が設置した高度処理型浄化槽(以下「市設置型浄化槽」という。)についてはその管理のみを行うこととするに伴い、市が行う浄化槽の設置及び管理に係る規定を改正するもの

ア 題名を「相模原市公共浄化槽の設置及び管理に関する条例」とするもの

イ 目的に係る規定及び定義に係る規定を整理するもの

ウ 浄化槽処理促進区域内において住宅等の用に供する建築物(賃貸を目的とするものを除く。)であって単独処理浄化槽又はくみ取便所が設置されているものを所有する者が、市による合併処理浄化槽の設置を希望する場合は、市は、その者からの申請に基づきこれを設置することとするもの

エ 市が設置する合併処理浄化槽に係る分担金の額について、次のとおりとするもの

人槽区分	金額
5 人槽	8 3, 7 0 0 円
6 人槽及び 7 人槽	1 0 4, 3 0 0 円
8 人槽から 1 0 人槽まで	1 3 7, 5 0 0 円

備考 1 1 人槽以上の合併処理浄化槽の設置に係る分担金の額については、市長が別に定める。

オ 市が管理する高度処理型浄化槽及び合併処理浄化槽の管理に要する費用のうち水道料金及び電気料金(高度処理型浄化槽にあつては、水道料金に限る。)は、使用者の負担とするもの

カ 市に寄附の申請をすることができる浄化槽について、令和 9 年 3 月 3 1 日までに公告された浄化槽処理促進区域内に同日以前に設置された高度処理型

浄化槽又は浄化槽処理促進区域内の規則で定める区域内に設置された合併処理浄化槽とするもの

(2) 相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正(第2条関係)

下水道事業の区分の名称及び排水人口について、次のとおり変更するもの

現行		改正後	
区分	排水人口	区分	排水人口
公共下水道事業	673,900人	公共下水道事業	655,800人
高度処理型浄化槽事業	13,200人	公共浄化槽事業	5,600人

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年4月1日

(2) 浄化槽条例の一部改正に伴う経過措置

令和9年4月1日前に改正前の浄化槽条例(以下「旧条例」という。)の規定により設置し、又は設置の申請がされた市設置型浄化槽については、旧条例の分担金等に係る規定は、同日以後も、なおその効力を有することとするもの